○農林水産省告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市小丸町字下モ一二の二、一二の五、字森下一一の四、字羽根一二の一、字西田四、六、二七、二八、三五、六一の三、字腕二二、四六、字郷中一、字小欠一五・三七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一から三まで、七、一四の二、三六、四八の一、五九、字俵田一二の一（次の図に示す部分に限る。）、二、七、九、一〇、一三、字中ソレ八（次の図に示す部分に限る。）、六の一、六の三、字足高三、字桜田二一・二一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇、字岩木七、一二の一、字ビンカイ一七の一、一八の四、字持田一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区吉野字沼田原九六三、九六四、九六六の二、九六九の一、九七〇の一、字大沢一六〇六、字舛口沢一八六七、字吉野沢一九〇二の二、字宝沢二〇四二から二〇四六まで、二〇四七の イ、二〇四七の ロ、字亥野原一〇三二の一、一〇三三の二、一〇三三、一〇四五のイの二、字子野入一四八六の三、一四八九の三、緑区小渕字上小渕七四の一から七四の三まで、字小渕山九〇二の一、九〇二の七、九〇二の八、九〇二の一三、九〇二の一四、緑区小渕大字沢井字奴田原二七四七の一、二七四七の一二、緑区澤井字弁才天一六八一の一、一六八一の二、字大沢一二二の四、一二三の三、一二四の二、緑区澤井大字小渕字栃久保二六〇九の六、緑区日連字田代二二六の七、字青田平一四〇六の八、字勝連坂一六七九の一〇、一六七九の一二、一六七九の一四、一六七九の二一、一六七九の三五、緑区名倉字上駒地四〇二の二、字矢木沢九八一の二、九八一の三、一〇三二の一、一〇三三の一、一〇三四、一〇三六、一〇三八の一、一〇三九、一〇四〇の一、字風久保一一四八の五、字切口一五三三の二、字中村原二三九九の一、二四〇〇の一、二四〇一の一、字井戸川二六八一の一、二六八二の一、二六八三の一、二六八四の五、二六八四の八、二六八五の一、二六八五の二、二六八五の六、二六八五の七、二七〇一の一、二七〇一の四、二七〇一の九、字雨乞塚二七四四の二

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区澤井字大沢一二一の四、緑区牧野字滝ノ沢一〇五〇八、字神川一〇五四四、一〇五四五、一〇五四八、字此間一〇五五二、一〇五五三、一〇五五八、字大川原一〇八二八の一（次の図に示す部分に限る。）、字大久保一〇九四一の一、一〇九四三の一、字長草里一一〇四三の二（次の図に示す部分に限る。）、一一〇四七の一、一一〇四八の一、一一〇四八の二、一一〇四九の一、一一〇四九の二、字大山森一七八七の六、字吉原五八二一の一、緑区佐野川字左ス平八七のイ、八九の三、字津久井野二〇〇六の一、二〇〇六の六、字小黒二二五六の二、二二五七の四、二二五七の五、二二六二の四、二二六二の五、緑区名倉字土橋四一四一の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区牧野字小滝沢一二三八〇の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月七日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡川辺町下吉田字笠ケ谷八六〇の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百七十七号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき、海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が次のとおり施行するので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成三十年三月七日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域	工事の種類	工事開始の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(16)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　津市藤方字亀ノ越八四三地先の測量標（北緯三四度四一分一七秒、東経一三六度三一分一八秒）から三三二度四一分三七秒、四二・三八三メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から三四五度二〇分一〇秒一五・三九〇メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から三四五度五九分〇五秒二〇・〇〇一メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から三四五度一〇分五五秒二四・一一七メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から三四五度〇〇分二一秒一七・五六七メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成三十年三月七日